

長浜市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月30日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第14号

長浜市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

長浜市建築基準法等施行細則（平成18年長浜市規則第131号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（積雪の単位荷重及び積雪量）

第11条の2 政令第86条第2項ただし書の規定により規則で指定する多雪区域は、垂直積雪量が1メートル以上の区域とし、その区域について定める積雪の単位荷重は、積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき30ニュートン以上とする。

2 政令第86条第3項の規定により規則で定める垂直積雪量は、別表に掲げるとおりとする。

第30条第20号から第22号までを次のように改める。

(20) 削除

(21) 削除

(22) 削除

附則の次に次の別表を加える。

別表（第11条の2関係）

地区	大字	垂直積雪量
長浜地区	宮前町 神前町 高田町 大宮町 元浜町 三ツ矢町 三ツ矢元町 末広町 南呉服町 公園町 殿町 鐘紡町 朝日町 北船町 港町 一の宮町 大島町 八幡東町 南高田町 三和町 地福寺町 平方町 四ツ塚町 勝町 大辰巳町 室町 永久寺町 大戌亥町 下坂中町 寺田町 田村町 高橋町 下坂浜町 平方南町 弥高町 新庄寺町 新庄中町 新庄馬場町 小沢町 下之郷町 森町 相撲町 祇園町 列見町 十里町 神照町 八幡中山町 中山町 分木町 加田町 加田今町	0.9m以上
	宮司町 小堀町 大東町 今川町 七条町 南小足町 新栄町 加納町 榎木町 南田附町 川崎町 山階町 口分田町 保田町 今町 国友町 泉町 春近町 石田町 堀部町 保多町 垣籠町 東上坂町 西上坂町 千草町 八条町 本庄町 常喜町 鳥羽上町 名越町 布勢町 小一条町	1.1m以上
びわ地区	細江町 曾根町 錦織町 落合町 難波町 新居町 野寺町 八木浜町 大浜町 南浜町 川道町 小観音寺町 稲葉町 弓削町 香花寺町 富田町 十九	0.9m以上

	町 上八木町 下八木町 早崎町 益田町 安養寺町	
浅井地区 (敷地の標準的な標高が250mを超える場合は、計算式アによる)	内保町 大路町 三田町 八島町 平塚町 尊勝寺町 山ノ前町 西野町 尊野町 湯次町 田川町 野村町	1. 1m以上
	大依町 高畑町 力丸町 野田町 木尾町 上野町 小室町 黒部町 池奥町 瓜生町 須賀谷町 北ノ郷町 東野町 飯山町 当目町 大門町 乗倉町 西主計町 東主計町 南郷町 相撲庭町 今荘町 佐野町 南池町 北池町	1. 3m以上
	竜安寺町 谷口町 北野町 小野寺 醍醐町 徳山町 法楽寺町 野瀬町 草野町 西村町 太田町 郷野町 鍛冶屋町 岡谷町	1. 5m以上
	高山町 寺師町	1. 7m以上
虎姫地区	唐国町 月ヶ瀬町 大寺町 大井町 西大井町 桜町 柿ノ木 長田町 新旭町 酢 五村 田町	0. 9m以上
	中野町 三川町 宮部町	1. 1m以上
湖北地区 (敷地の標準的な標高が250mを超える場合は、計算式アによる)	湖北町小今 湖北町賀 湖北町馬渡 湖北町大安寺 湖北町南速水 湖北町小倉 湖北町山本 湖北町五坪 大光寺町 湖北町田中 湖北町海老江 湖北町延勝寺 湖北町今西 湖北町津里 湖北町石川 湖北町東尾上町 湖北町尾上	0. 9m以上
	小谷郡上町 小谷美濃山町 下山田 湖北町二俣 小谷丁野町 湖北町山脇 湖北町河毛 湖北町別所 湖北町留目 湖北町伊部 湖北高田町 湖北町速水 湖北町八日市 湖北町青名 湖北町猫口 湖北町沢 湖北町今町	1. 1m以上
	小谷上山田町	1. 3m以上
高月地区 (敷地の標高)	高月町片山	0. 9m以上
	高月町宇根 高月町東阿閉 高月町西阿閉	1. 1m以上

<p>準的な標高が250mを超える場合は、計算式イによる)</p>	<p>高月町井口 高月町持寺 高月町洞戸 高月町尾山 高月町保延寺 高月町雨森 高月町柏原 高月町渡岸寺 高月町落川 高月町馬上 高月町森本 高月町高月 高月町東柳野 高月町柳野中 高月町西柳野 高月町重則 高月町松尾 高月町西野 高月町熊野 高月町東高田 高月町布施 高月町唐川 高月町横山 高月町東物部 高月町西物部 高月町磯野</p>	<p>1. 3m以上</p>
	<p>高月町高野</p>	<p>1. 5m以上</p>
<p>木之本地区 (敷地の標準的な標高が250mを超える場合は、計算式ウによる)</p>	<p>木之本町木之本 木之本町廣瀬 木之本町黒田 木之本町田部 木之本町千田 木之本町大音 木之本町飯浦 木之本町山梨子 木之本町西山 木之本町田居 木之本町北布施 木之本町赤尾</p>	<p>1. 3m以上</p>
	<p>木之本町大見 木之本町川合 木之本町古橋 木之本町石道 木之本町小山</p>	<p>1. 5m以上</p>
	<p>木之本町音羽 木之本町杉野 木之本町杉本</p>	<p>1. 7m以上</p>
	<p>木之本町金居原</p>	<p>1. 9m以上</p>
<p>西浅井地区 (敷地の標準的な標高が250mを超える場合は、計算式ウによる)</p>	<p>西浅井町菅浦</p>	<p>1. 1m以上</p>
	<p>西浅井町塩津浜 西浅井町月出</p>	<p>1. 3m以上</p>
	<p>西浅井町祝山 西浅井町野坂 西浅井町塩津中 西浅井町岩熊 西浅井町大浦 西浅井町八田部 西浅井町山田 西浅井町小山 西浅井町山門 西浅井町中 西浅井町庄 西浅井町黒山</p>	<p>1. 5m以上</p>
	<p>西浅井町余 西浅井町集福寺 西浅井町沓掛 西浅井町横波</p>	<p>1. 7m以上</p>
<p>余呉地区 (敷地の標準的な標高が250mを超える場</p>	<p>余呉町坂口 余呉町下余呉 余呉町中之郷 余呉町八戸 余呉町川並 余呉町文室 余呉町国安 余呉町東野 余呉町新堂 余呉町今市</p>	<p>1. 7m以上</p>
	<p>余呉町下丹生 余呉町上丹生 余呉町池原 余呉町小谷</p>	<p>1. 9m以上</p>

合は、計算式ウによる)	余呉町摺墨 余呉町菅並 余呉町柳ヶ瀬	2. 1 m以上
	余呉町小原 余呉町田戸 余呉町奥川並 余呉町鷺見 余呉町尾羽梨 余呉町針川 余呉町椿坂 余呉町中河内	計算式ウによる

備考

1 計算式による場合（小数点第2位切上げ）

計算式ア： $d = 0.0052 \times 1s + 0.39$

計算式イ： $d = 0.0052 \times 1s + 0.59$

計算式ウ： $d = 0.0052 \times 1s + 0.99$

d：垂直積雪量（m）、1s：敷地の標準的な標高（m）

- 2 敷地が2以上の大字にわたる場合は、最大の垂直積雪量を適用する。
- 3 敷地が飛び地の大字の場合は、近傍の大字の垂直積雪量を適用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。